

タイムビジネス信頼・安心認定制度 運用規約 新旧対照表 (2021年4月1日改正)

新 (2021年4月1日施行)	旧 (2014年12月18日施行)
<p>(審査) 第九条 協会は、申請者の申請に係る業務につき、第三条の審査基準で定めるところにより、認定のための審査を行う。<u>認定審査過程における技術的問題に関する検討、判断は別途協会が設置するトラストサービス認定審査会が行う。</u></p>	<p>(審査) 第九条 協会は、申請者の申請に係る業務につき、第三条の審査基準で定めるところにより、認定のための審査を行う。</p>
<p>(異議の申出) 第十一条 申請者は、前条第一項の規定による決定について不服がある場合は、協会に対し、異議の申出をすることができる。 2 前項の異議の申出は、前条第一項による決定の通知を受けた日から一月以内に行うものとする。</p>	<p>(異議の申出) 第十一条 申請者は、前条第一項の規定による決定について不服がある場合は、協会に対し、異議の申出をすることができる。 2 前項の異議の申出は、前条第一項による決定の通知を受けた日から一月以内に、書面により行うものとする。</p>
<p>(認定マークの使用) 第十二条 協会は、第三条の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が、その認定に係る業務に関し第五条の認定マークを使用することを許諾する。 2 認定事業者は、前項の規定による許諾及び協会が定める認定マーク使用規約の定めるところにより、その認定の有効期間中、その認定に係る業務に関し第五条の認定マークを使用することができる。</p>	<p>(認定マークの使用) 第十二条 協会は、第三条の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）が、その認定に係る業務に関し第五条の認定マークを使用することを許諾する。 2 認定事業者は、前項の規定による許諾及び協会が定める認定マーク使用規約の定めるところにより、その認定の有効期間中、その認定に係る業務に関し第五条の認定マークを使用することができる。 3 認定事業者は、その認定の有効期間経過後は、直ちに第五条の認定マークの使用を中止しなければならない。</p>
<p>(承継) 第二十一条 協会は、認定事業者について、合併、分社化又は営業譲渡等により、認定に係る業務の他の事業者への承継が生じる際には、当該業務に対する認定存続の可否について審査し、決定する。 2 前項の規定による審査及び決定のための手続については、協会が<u>トラストサービス制度諮問委員会（以下「委員会」という。）</u>の審議を経て定めるものとする。</p>	<p>(承継) 第二十一条 協会は、認定事業者について、合併、分社化又は営業譲渡等により、認定に係る業務の他の事業者への承継が生じる際には、当該業務に対する認定存続の可否について審査し、決定する。 2 前項の規定による審査及び決定のための手続については、協会が第三十五条第一項の委員会の審議を経て定めるものとする</p>

タイムビジネス信頼・安心認定制度 運用規約 新旧対照表 (2021年4月1日改正)

新 (2021年4月1日施行)	旧 (2014年12月18日施行)
<p>(業務廃止の届出) 第二十二條 認定事業者は、その認定に係る業務を廃止しようとするときは、<u>あらかじめ</u>協会に届け出なければならない。</p>	<p>(業務廃止の届出) 第二十二條 認定事業者は、その認定に係る業務を廃止したときは、<u>遅滞なく</u>協会に届け出なければならない。</p>
<p>第五章 <u>雑則</u></p>	<p>第五章 <u>組織</u></p>
<p>(削除)</p>	<p>—(認定審査会)— 第三十四條 協会に、タイムビジネス信頼・安心認定審査会 (以下「審査会」という。) を置く。 2 審査会は、協会からの要請を受けて、認定審査過程における技術的問題に関する検討・判断を行う。 3 審査会の委員は、タイムビジネスに関し学識経験のある者等の中から協会の理事長が委嘱する。</p>
<p>(削除)</p>	<p>—(制度諮問委員会)— 第三十五條 協会に、タイムビジネス信頼・安心認定制度諮問委員会 (以下「委員会」という。) を置く。 2 委員会は、この規約に規定する事項の他、認定制度の企画立案及び運用に関する重要事項について審議する。 3 委員会の委員は、公共の福祉に関し公正な判断をすることができ、電気通信に関する広い経験と知識を有する者等の中から協会の理事長が委嘱する。</p>
<p>(問い合わせ対応窓口) 第二十四條 (後略)</p>	<p>(問い合わせ対応窓口) 第二十六條 (後略)</p>

タイムビジネス信頼・安心認定制度 運用規約 新旧対照表 (2021年4月1日改正)

新 (2021年4月1日施行)	旧 (2014年12月18日施行)
<p>(秘密保持) <u>第二十五条 協会及び認定事業者は、開示当事者から開示を受けた秘密情報について厳に秘密を保持し、開示当事者の書面による承諾なく、秘密情報を開示又は漏洩してはならない。ただし、協会又は認定事業者が書面によってその根拠を立証できる場合に限り、以下の情報は秘密情報の対象外とするものとする。</u></p> <p>(1) <u>開示を受けたときに既に協会又は認定事業者が保有していた情報</u> (2) <u>開示を受けた後、秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報</u> (3) <u>開示を受けた後、相手方から開示を受けた情報に関係なく協会若しくは認定事業者が独自に取得し、又は創出した情報</u> (4) <u>開示を受けたときに既に公知であった情報</u> (5) <u>開示を受けた後、協会及び認定事業者の責めに帰し得ない事由により公知となった情報</u></p>	<p>(秘密保持) <u>第二十七条 協会及び認定事業者は、認定制度に関連して知り得た相手方の非公知の情報（以下「秘密情報」という。）を、相手方の事前の承諾なくして、第三者に開示せず、認定制度の運営に必要な目的以外に使用しないものとする。</u></p> <p><u>2 前項の秘密情報には、以下の各号に掲げる情報を含まないものとする。</u></p> <p>(1) <u>相手方から知得する以前に自己が所有していたもの</u> (2) <u>相手方から知得した後に、自己の責によらず公知公用となったもの</u> (3) <u>正当な権限を有する第三者から、合法的な手段により秘密保持の義務を伴わずに知得したもの</u></p> <p><u>3 第一項の規定にかかわらず、協会及び認定事業者は、法律に基づく強制処分又は裁判所の命令が執行された場合は、当該処分又は命令に定められた範囲において秘密保持の義務を負わないものとする。</u></p>
<p>(免責) 第二<u>十六</u>条 (略)</p>	<p>(免責) 第二<u>十八</u>条 (略)</p>
<p>(改正) 第二<u>十七</u>条 (略)</p>	<p>(改正) 第二<u>十九</u>条 (略)</p>
<p><u>附 則 (第十七回制度諮問委員会決定)</u> <u>この規約は、令和三年四月一日から施行する。</u></p>	